

新ごみ処理施設事業者選定委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合（以下「組合」という。）が新ごみ処理施設の整備及び運営事業を、DBO方式（公設民営方式）により行うにあたり、民間事業者の選定を公平かつ適正に実施することを目的に、新ごみ処理施設事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 事業者の選定に関すること。
- (2) その他委員会の目的を達成するために必要な事項。

(組織等)

第3条 委員会は、次に掲げる7人をもって組織する。

- (1) 識見を有する者 3人
 - (2) 組合を構成する市の副市長 2人
 - (3) 組合を構成する市の環境担当部局の部長 2人
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、第2条に掲げる検討事項が終了するまでの間とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 委員会は委員長が必要に応じて招集し、委員長は、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第6条 委員会の公開・非公開については、委員長と組合事務局との協議により決定する。

- 2 委員会の会議結果要旨は、原則公開とする。ただし、公開することが不適切なものは、全部又は一部を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た情報を公表してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員報償)

第8条 委員及び第5条第3項により委員会に出席を求めた者に報償及び旅費（以下「報償等」という。）を支給する。

- 2 前項に規定する報償等の額は、管理者が別に定める。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、組合事務局で処理する。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

1 この告示は、公示の日から施行する。